

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- 医療費の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。(2021年中の所得をもとに、判定を行い、9月頃に被保険者証を送ります)

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等*	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等*	1割

} 被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、栃木県の場合、2022年9~10月頃に申請書を郵送する予定です。

電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し ③-④	2,000円

お問い合わせ先

- 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805
- 野木町後期高齢者担当窓口 ☎0280(57)4136
- 厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719
- 不審な連絡があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)または消費生活センター(#188)までお問合せください。